



2024年11月6日

各位

上場会社名 アルプスアルパイン株式会社
代表者名 代表取締役 社長 CEO 泉 英男
(コード番号 6770 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部
部長 鈴木 睦
TEL (050)3613-1581 (IR 部門直通))

当社及び当社子会社に対する上告の棄却及び不受理の決定（勝訴）について

当社及び当社子会社であるアルパイン株式会社（以下「アルパイン」といいます。）は、2023年10月27日付「当社及び当社子会社に対する上告の提起及び上告受理申立てについて」にて開示いたしましたとおり、東京高等裁判所から上告状兼上告受理申立書の送達を受けておりました。この上告の提起及び上告受理申立てに対して、最高裁判所より、2024年11月1日付で上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の棄却及び不受理の決定がなされた裁判所及び年月日

最高裁判所 2024年11月1日

2. 上告の提起及び上告受理申立てに至った経緯

当社は、当社を株式交換完全親会社、アルパインを株式交換完全子会社とし、2019年1月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換の効力発生の直前時においてアルパインの株主であった下記3.に記載の者（第一審原告。以下「上告人ら」といいます。）が、本株式交換が不公正であること等を主張して、株式交換無効の訴え等を提起しておりました。その後、2022年2月24日に、東京地方裁判所において、上告人らの当社及びアルパインに対する請求をいずれも棄却する第一審判決の言渡しがありました。

また、2022年4月7日付けで、上告人らが第一審判決を不服として、これの取消し等を求める控訴を東京高等裁判所に提起しておりましたが、2023年9月28日に、東京高等裁判所において、上告人らの請求をいずれも棄却する控訴審判決の言渡しがありました。

これに対して、上告人らが控訴審判決を不服として、2023年10月11日に、最高裁判所に上告の提起及び上告受理申立てを行っておりました。

3. 上告人らの概要

名 称	オアシス インベストメンツ ツー マスターファンド エルティエーディー
所在地	ケイマン諸島、KY-1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書籍 309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド

代表者の役職・氏名	ディレクター フィリップ・メイヤー
名 称	オアシス ジャパン ストラテジック ファンド エルティエデー
所 在 地	ケイマン諸島、KY-1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書籍 309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
代表者の役職・氏名	ディレクター フィリップ・メイヤー

4. 今後の見通し

当社及びアルパインは、最高裁判所による当該決定は、第一審判決及び控訴審判決における司法判断を確定させるものであり、第一審判決及び控訴審判決と同様に正当かつ適切な判断がなされたものと考えております。

なお、当該決定の当社の業績に与える影響は軽微であり、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上